

## 市有財産売払公告

市有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

廿日市市長 松本 太郎

### 1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

| 物件番号       | 財産名称                      | 予定価格        | 入札保証金     |
|------------|---------------------------|-------------|-----------|
| 2025-05-01 | トヨタハイメディック救急自動車平成25年式 4WD | 1,400,000 円 | 140,000 円 |
| 2025-05-02 | トヨタハイメディック救急自動車平成24年式 4WD | 1,400,000 円 | 140,000 円 |

※予定価格とは、最低売払価格（消費税及び地方消費税10%を含む。）をいう。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できること。
- (5) 廿日市市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略会議株式会社が定めるK S I オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (6) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
- (7) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

### 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

#### (1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年10月31日（金）午後1時から令和7年11月17日（月）午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより、廿日市市が定めた入札保証金を納付すること。

#### (2) 参加申込み（本申込み）

本申込みのための書類は、自動車を除く動産は原則不要とするが、廿日市市において審査するため本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、パスポートの写し等（法人の場合は、登記事項証明書等の写し））等の提出を要求することがあるので、要求があれば当該書類を指定する期日までに提出すること。

自動車の場合は、「参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「運転免許証（コピー可）、マイナンバーカードおもて面（コピー可）又は住民票の写し（コピー可）のいずれか」、法人の場合は「商業登記簿謄本（コピー可）」及び「役員等一覧」を添付のうえ、令和7年11月17日（月）午後2時までに提出すること（郵送の場合は、令和7年11月17日（月）必着とする。）。要求したにも関わらず当該書類の提出がない場合は、参加申込みを取消す。

#### (3) 代理人による手続きをする場合は、次の書類を令和7年11月17日（月）午後2時までに提出すること（郵送の場合は、令和7年11月17日（月）必着とする。）。

ア 本人からの委任状

イ 委任者及び受任者の本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、パスポートの写し等（法人の場合は、登記事項証明書等の写し））

### 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市経営企画部行政経営改革推進室

(2) 時間 令和7年10月31日（金）午後1時から  
令和7年11月17日（月）午後2時まで

### 5 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所 公有財産売却システム上

(2) 入札期間 令和7年12月2日（火）午後1時から  
令和7年12月9日（火）午後1時まで

(3) 開 札 令和7年12月9日（火）午後1時から

## 6 入札の方法

- (1) 一般競争入札の場合、公有財産売却システム上で入札価格を登録する。

なお、この登録は、一度しか行うことができない。

- (2) 郵便又は持参による入札書の提出は、認めない。

## 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、廿日市市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

- (3) 入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に還付する。

- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

- (5) 落札者が、廿日市市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は廿日市市に帰属する。

## 8 契約の締結

落札者は、令和7年12月23日（火）午後5時までに、契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

ただし、自動車を除く物件で、落札金額が50万円以上の場合は契約書、10万円以上50万円未満の場合は請書を作成し、それ以外については落札決定をもって契約締結したものとみなす。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約保証金は、入札保証金と同額とする。

- (2) 7の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

- (3) 契約保証金には、利息を付さない。

- (4) 落札者が売買契約を履行しない場合は、契約保証金は廿日市市に帰属する。

## 10 売払代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、令和7年12月23日（火）午後2時30分までに、廿日市市が交付する納入通知書又は廿日市市の指定する口座への銀行振込により、当該契約に係る売払代金と契約保証金との差額を納付しなければならない。

- (2) 売払代金と契約保証金との差額を納付した場合、契約保証金は売払代金に充当する。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

## 12 落札者の決定の方法

入札期間終了後、廿日市市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

## 13 その他

- (1) 売却財産は経年劣化、きず、不具合箇所も多数あり。充分理解した上で入札すること。
- (2) 引渡に関する費用や登録費用は、すべて落札者の負担とする。
- (3) 入札並びに契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
廿日市市経営企画部行政経営改革推進室  
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
- (4) 電話番号 (0829) 30-9127
- (5) E-Mail [gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp](mailto:gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp)